

# 山形県国民保護対策本部・山形県緊急対処事態対策本部 本部事務局活動マニュアルについて

## 1 マニュアルの性格

山形県国民保護計画の実効性を確保し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、山形県対策本部事務局活動マニュアルを策定した。

対策本部に設置する部及び支部のマニュアルについては、恒常の業務の中で対応する外、国民保護特有の業務については、平成19年度において各部及び各支部でそれぞれ策定することとしている。

## 2 マニュアルの構成

### 第1章 国民保護対策の体制

#### (1) 対策本部の機能

県内の国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための総合調整を行う  
県が実施する措置を決定、実施する

#### (2) 本部内の構成及び役割

本部は、本部員会議及び本部事務局からなる本部室と、各部、支部よりなる  
本部事務局は事務局長を危機管理監、事務局次長を危機管理室長とし、総合調整班を中心に8 応急対策班により構成する

本部室は、必要調整を行った上措置内容を決定し、各部、支部に対し指示を行い、必要措置は、各部、支部において実施する

各部は、措置に必要な情報収集を行い本部室に報告するとともに、本部室の指示に基づき措置原案の作成及び措置を実施する

#### (3) 対策本部設置前の体制

計画においては、他の都道府県における事態により国から武力攻撃事態等の事態認定の通知があり、県対策本部の設置の指定がない場合や、国による事態認定がなされない場合においては、山形県危機管理要綱に基づく体制をとることとしている。

マニュアルにおいては、より具体的に、事態の状況により、担当課体制による第一次体制、関係課長等連絡会議による第二次体制、危機対策本部体制による第三次体制の3段階の体制をとることとしている。

### 第2章 個別マニュアル

本部体制の確立 避難の実施 救援の実施 安否情報の収集・提供  
被害最小化の対処 の5分野ごとに作成しており、各措置項目の最初のページに「総括」として全体的なフローを示し、その後各班ごとに実施する措置のフローを示している。  
様式 資料(連絡先等) 参考資料

## 3 策定経過

危機管理調整会議において基本的方針を決定し、庁内ワーキンググループでの検討を経て、各部局主幹課長による推進幹事会で協議の上作成した。

## 4 職員に対する周知

- (1) 対策本部事務局員を対象としたマニュアル説明会、研修会を開催した。
- (2) マニュアルに基づく図上訓練を実施し、マニュアルの手順検証を行った。  
検証結果については、今後のマニュアル改訂時に対応するものとする。